様式第十二の次に次の様式を加える。

様式第十二の二（第９条関係）

関係者に対する協力の求めの申出書

年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第11条の２第１項の規定に基づき、認定供給確保計画に従って特定重要物資等の安定供給確保のための取組を行うことが困難となるおそれがあると認めるため、下記のとおり同条第２項の規定による措置をとるよう申し出ます。

記

１　供給確保計画認定番号

２　安定供給確保を図ろうとする特定重要物資等名

認定供給確保計画が参照する安定供給確保取組方針に係る特定重要物資等

３　認定供給確保計画に従って特定重要物資等の安定供給確保のための取組を行うことが困難となるおそれがあると認めるに至った事由

４　措置の内容

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

附　則

この省令は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和八年九月十八日）から施行する。

○厚生労働省・経済産業省令第一号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十八号）の施行に伴い、及び経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第十一条の二第一項の規定に基づき、厚生労働省・経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月十八日

厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正

厚生労働省・経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令

厚生労働省・経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令（令和七年厚生労働省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（関係者に対する協力の求めの申出） **第九条**　法第十一条の二第一項の規定による申出をしようとする認定供給確保事業者は、様式第十二の二による申出書を厚生労働大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。 （定期の報告） **第十条**　（略） （申請等の方法） **第十一条**　法第九条第一項、法第十条第一項及び第二項並びに法第十二条並びに第二条、第五条、第六条、第九条及び前条の規定による厚生労働大臣及び経済産業大臣に対する認定申請書、変更申請書、届出書、報告書その他の書類の提出は、厚生労働大臣又は経済産業大臣のいずれか一の大臣に、正本及びその写し各一通を提出することにより行うことができる。この場合において、当該書類は、当該一の大臣が提出を受けた日において他の大臣に報告されたものとみなす。 （取組の実施の支障時等の報告） **第十二条**　認定供給確保事業者は、認定供給確保計画に記載された取組の実施に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めたときは、遅滞なく、厚生労働大臣及び経済産業大臣にその旨を報告しなければならない。ただし、法第十一条の二第一項の規定による申出をする場合は、この限りでない。	（新設） （定期の報告） **第九条**　（略） （申請等の方法） **第十条**　法第九条第一項、法第十条第一項及び第二項並びに法第十二条並びに第二条、第五条、第六条及び前条の規定による厚生労働大臣及び経済産業大臣に対する認定申請書、変更申請書、届出書、報告書その他の書類の提出は、厚生労働大臣又は経済産業大臣のいずれか一の大臣に、正本及びその写し各一通を提出することにより行うことができる。この場合において、当該書類は、当該一の大臣が提出を受けた日において他の大臣に報告されたものとみなす。 （取組の実施の支障時等の報告） **第十一条**　認定供給確保事業者は、認定供給確保計画に記載された取組の実施に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めたときは、遅滞なく、厚生労働大臣及び経済産業大臣にその旨を報告しなければならない。